

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 特別保存の要望等（第7条・第8条）
- 第3章 記録の保存の在り方に関する委員会（第9条－第19条）
- 第4章 補則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、事件記録、事件書類又は少年調査記録（以下「記録等」という。）のうち、歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものを適切かつ確実に選別し、国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「事件記録」とは、別表第一に掲げる事件及びその再審事件の記録をいう。

2 この規則において「事件書類」とは、別表第一に掲げる事件及びその再審事件に関する書類で最高裁判所が別に定めるところにより事件記録から分離されたものをいう。

3 この規則において「少年調査記録」とは、少年の処遇に関する意見書及び少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類を編てつして作成されたものをいう。

4 この規則において「特別保存」とは、記録等のうち、史料又は参考資料となるべきものについて、永久に保存することをいう。

（特別保存に付する認定を行う者）

第3条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。

一 事件記録及び事件書類（次号から第4号までに掲げるものを除く。） 当該事件の第一審裁判所

二 上訴裁判所において調停に付された事件に係る調停事件で当該上訴裁判所が処理したものの事件記録及び事件書類 当該調停に付された事件の事件記録を保存する裁判所

三 再審事件の事件記録 不服申立ての対象となった裁判がされた事件の事件記録を保存する裁判所

四 事件書類のうち、別表第一に掲げる事件又はその再審事件の移送の決定の原本、少額訴訟債権執行事件の移行の決定の原本及び別表第二に掲げる裁判書の原本 当該裁判をした裁判所

五 少年調査記録 特別保存に付する認定を行う原因となるべき事件について終局決定をした家庭裁判所

（特別保存に付する認定の効果）

第4条 特別保存に付する認定を行った記録等は、第6条の規定により送付する場

合を除き、当該認定を行った裁判所の長の所属する裁判所において特別保存をする。

(最高裁判所への移管)

第5条 特別保存をした記録等は、最高裁判所の指示により、最高裁判所に移管することができる。

(内閣総理大臣への移管)

第6条 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第1項の規定に基づく協議による定め（同法附則第3条の規定により同法第14条第1項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。）において同法第2条第6項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた記録等は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館に送付する。

第2章 特別保存の要望等

(特別保存の要望)

第7条 何人も、第3条本文の規定により特別保存に付する認定を行う裁判所の長に対し、最高裁判所が別に定めるところにより、記録等について、史料又は参考資料となるべきものに当たるとして、特別保存を要望することができる。

(委員会への求意見)

第8条 前条の要望を受けた裁判所の長は、要望があった事件の記録等について特別保存に付さない認定をしようとする場合には、その適否について、次条の委員会に意見を求めなければならない。ただし、前条の要望があった少年調査記録について、既に他の家庭裁判所の長が特別保存に付する認定をした場合は、この限りでない。

第3章 記録の保存の在り方に関する委員会

(設置)

第9条 最高裁判所に、記録の保存の在り方に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- 一 第8条本文の認定の適否
- 二 記録等の保存の在り方の見直しや特別保存の運用等に関する事項
- 三 一定の重大な社会事象が生じた場合にこれに関連する記録等の保存に関する事項

(組織)

第11条 委員会は、委員6人で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第12条 委員は、法律又は公文書の管理等に関して優れた識見を有する者の中から、最高裁判所が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 最高裁判所は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合

又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

(委員長)

第13条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第14条 委員長は、第8条本文の規定により意見を求められたときその他必要と認められるときは、委員会を招集する。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委員長が相当と認める場合において、委員が音声の送受信により同時に通話することができる方法により会議に関与したときは、当該委員は会議に出席したものとみなす。

3 第10条第1号に掲げる事項についての意見に関し議決するときは、出席した委員長及びその他の委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局総務局において処理する。

(委員会の調査方法)

第16条 委員会は、必要があると認めるときは、第8条本文の規定により意見を求めた裁判所の長に対し記録等の提出、説明その他の必要な協力を依頼し、要望を申し出た者に対し意見書の提出を求めることができる。

(手続の非公開)

第17条 委員会の行う手続は、公開しない。

(意見書の送付等)

第18条 委員会が第10条の規定により意見を述べる場合には、同条第1号に掲げる事項についての意見は当該意見を求めた裁判所の長宛てに意見書を送付する方法により、その余の事項についての意見は最高裁判所長官宛てに意見書を送付する方法により行う。

2 第8条本文の規定により委員会に意見を求めた裁判所の長は、前項に規定する意見書の送付を受けたときは、当該記録等について特別保存に付する認定又は特別保存に付さない認定を行い、その結果について委員会に報告する。

(委員会の運営)

第19条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会がこれを定める。

第4章 補則

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、記録等の特別保存に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附 則

1 この規則は、令和6年1月30日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に事件記録等保存規程及び少年調査記録規程の一部を改

正する規程（令和５年最高裁判所規程第１号。以下この項において「改正規程」という。）第１条の規定による改正前の事件記録等保存規程（昭和３９年最高裁判所規程第８号）第９条第２項又は改正規程第２条の規定による改正前の少年調査記録規程（昭和２９年最高裁判所規程第５号）第８条第２項の規定により保存期間満了の後も保存されている記録等は、第３条本文の規定による特別保存に付する認定がされたものとみなす。

- 3 第１２条第１項の規定による委員会の委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

附 則（令和６年３月１１日最高裁判所規則第９号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

別表第一（第2条、第3条関係）

（令和6最裁規9・一部改正）

	事件の種類
1	和解事件
2	督促事件
3	少額訴訟事件 少額訴訟判決に対する異議申立て事件 民事通常訴訟事件 手形訴訟事件及び小切手訴訟事件 人事訴訟事件 行政訴訟事件（選挙に関する訴訟事件を含む。）
4	公示催告事件
5	保全命令事件
6	民事一般調停事件 宅地建物調停事件 商事調停事件 農事調停事件 鉱害調停事件 交通調停事件 公害等調停事件 特定調停事件
7	過料事件
8	民事非訟事件 商事非訟事件
9	借地非訟事件
10	罹災都市借地借家臨時処理事件及び接收不動産に関する借地借家臨時処理事件
11	発信者情報開示命令事件
12	配偶者暴力等に関する保護命令事件
13	労働審判事件
14	少額訴訟債権執行事件 事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等手続事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶に対する強制執行事件 債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を目的とする担保権の実行としての競売等事件 債権及びその他の財産権を目的とする担保権の実行及び行使事件 財産開示事件 第三者からの情報取得事件 企業担保権実行事件
15	破産事件 再生事件 小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件

	会社更生事件 承認援助事件 船舶所有者等責任制限事件 油濁等損害賠償責任制限事件
1 6	簡易確定事件
1 7	仲裁関係事件
1 8	特定和解の執行決定事件
1 9	人身保護事件
2 0	家事審判事件
2 1	家事調停事件
2 2	子の返還申立事件
2 3	少年保護事件（少年法（昭和23年法律第168号）第18条、第19条第2項、第20条第1項又は第62条第1項の決定により終局した事件を除く。）
2 4	準少年保護事件
2 5	医療観察処遇事件
2 6	法廷等の秩序維持に関する法律違反事件
2 7	裁判官の分限事件
2 8	民事雑事件 行政雑事件 人身保護雑事件 執行雑事件 家事雑事件 少年審判雑事件 医療観察雑事件

別表第二（第3条関係）

	事件の種類	裁判書の種類
1	民事上告提起事件 民事特別上告受理申立て事件 民事特別上告提起事件 民事抗告提起事件 民事特別抗告提起事件 民事許可抗告申立て事件 行政上告提起事件 行政上告受理申立て事件 行政特別上告提起事件 行政抗告提起事件 行政特別抗告提起事件 行政許可抗告申立て事件	上告状却下命令の原本 上告受理申立書却下命令の原本 特別上告状却下命令の原本 再抗告状却下命令の原本 特別抗告状却下命令の原本 許可抗告申立書却下命令の原本 上告却下決定の原本 上告受理申立て却下決定の原本 特別上告却下決定の原本 抗告却下決定の原本 再抗告却下決定の原本 特別抗告却下決定の原本 抗告不許可決定の原本 移送の決定の原本
2	民事控訴事件 行政控訴事件	控訴状却下命令の原本 控訴却下決定の原本 移送の決定の原本 判決の原本
3	民事抗告事件 民事特別抗告事件 民事許可抗告事件 行政抗告事件 行政特別抗告事件 行政許可抗告事件 少年保護抗告事件 少年保護抗告受理申立て事件 医療観察抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律 違反抗告事件 法廷等の秩序維持に関する法律 違反異議申立事件 法廷等の秩序維持に関する法律 違反特別抗告事件 裁判官の分限抗告事件	抗告状却下命令の原本 保全命令の原本 保全命令を取り消し、又は変更する裁 判の原本 少年保護抗告事件の終局決定の原本 医療観察抗告事件の終局決定の原本 借地非訟事件の終局決定の原本（抗告 を却下するものを除く。） 罹災都市借地借家臨時処理事件及び接 収不動産に関する借地借家臨時処理事 件の裁判上の和解と同一の効力を有す る決定の原本 破産手続開始の決定の原本 破産法（平成16年法律第75号）第 252条第1項及び第2項の免責許可 の決定の原本 民事再生法（平成11年法律第225 号）第235条第1項（同法第244 条において準用する場合を含む。）の 免責の決定の原本 破産法第254条第1項の免責取消し の決定の原本 復権の決定の原本 簡易確定手続開始の決定の原本 執行認許の決定の原本

		家事審判事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 子の返還申立事件の終局決定の原本（抗告を却下するものを除く。） 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号）第117条第4項の終局決定を変更する決定又は同条第5項の決定（同条第1項の規定により終局決定を変更する決定をいう。）を変更する決定の原本 訴訟等の費用の額の確定の決定の原本 訴訟上の救助又は手続上の救助により納付を猶予された費用の支払を命ずる決定又は取立ての決定の原本 秘密保持命令又は秘密保持命令の取消しの決定の原本 その他の終局決定の原本
4	民事上告事件 民事上告受理事件 民事特別上告事件 行政上告事件 行政上告受理事件 行政特別上告事件	上告却下決定の原本 上告棄却決定の原本 上告不受理決定の原本 特別上告却下決定の原本 特別上告棄却決定の原本 移送の決定の原本 判決の原本
5		国庫において立て替えた費用の取立ての決定の原本